

## 全国婦人相談員連絡協議会イメージキャラクター・ロゴ等の使用基準

### （目的）

#### 第1条

この使用基準は、全国婦人相談員連絡協議会イメージキャラクター（ふーじん）及びロゴ（以下「キャラクター等」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

### （活用）

#### 第2条

キャラクター等は、全国婦人相談員連絡協議会を広くPRするため、印刷物、その他の媒体を用いて積極的に活用するものとする。

### （使用条件）

#### 第3条

キャラクター等の使用については、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

- (1)法令及び公序良俗に反しないこと。
- (2)全国婦人相談員連絡協議会の信用、又は品位を害するものでないこと。
- (3)特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は支援するおそれがあるものでないこと。
- (4)イラストの利用によって誤認又は混同を生じさせるものでないこと。
- (5)イラストの著しい変形等により、イラストのイメージを損なうものでないこと。

### （承認の申請）

#### 第4条

キャラクター等を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、

全国婦人相談員連絡協議会イメージキャラクター等使用承認申請書（第1号様式。以下「承認申請書」という。）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（承認の決定）

#### 第5条

会長は、前条の承認申請書を受理したときは、その適否を審査する。使用を承認することを決定したときは全国婦人相談員連絡協議会イメージキャラクター等使用承認通知書（第2号様式）により申請者に通知し、使用が不相当としたときは全国婦人相談員連絡協議会イメージキャラクター等使用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 会長は、キャラクター等の使用を承認するに当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用承認の取消し）

#### 第6条

会長は、承認申請書の内容に虚偽があるときその他その使用が活用の趣旨にそぐわないと認めるときは、キャラクター等の使用の承認を取り消すことができる。

（補則）

第7条 この使用基準に定めるもののほかキャラクター等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

この使用基準は、平成31年3月14日常任委員決議の日から施行する。